

特別養護老人ホーム 水泉荘 長期入所利用料金表

令和6年8月1日現在

1ヶ月の利用料金（30日での計算です）①(介護サービス費)+②(食費+居住費)

多床室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	1割負担	第1段階	32,732円	35,191円	37,755円	40,213円	42,637円
		第2段階	48,332円	50,791円	53,355円	55,813円	58,237円
		第3段階 ①	56,132円	58,591円	61,155円	63,613円	66,037円
		第3段階 ②	77,432円	79,891円	82,455円	84,913円	87,337円
		第4段階	94,532円	96,991円	99,555円	102,013円	104,437円
	2割負担	118,264円	123,181円	128,309円	133,226円	138,074円	
3割負担	141,996円	149,372円	157,064円	164,439円	171,710円		

個室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	1割負担	第1段階	44,132円	46,591円	49,155円	51,613円	54,037円
		第2段階	49,832円	52,291円	54,855円	57,313円	59,737円
		第3段階 ①	69,632円	72,091円	74,655円	77,113円	79,537円
		第3段階 ②	90,932円	93,391円	95,955円	98,413円	100,837円
		第4段階	104,582円	107,040円	109,605円	112,063円	114,487円
	2割負担	128,314円	133,231円	138,359円	143,276円	148,124円	
3割負担	152,046円	159,422円	167,114円	174,489円	181,760円		

○ ①、②の詳細については下記説明を御覧ください。

※ 1割負担の利用者負担段階の区分及び対象者については「②食費・居住費」の説明をご参照ください。

上記金額に以下の料金が追加されます。

○別表1 ①～⑥のうち、該当するもの

○ご利用者の状態に応じて、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかを算定致します。(金額は月額です)

	1割負担	2割負担	3割負担
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	約4円	約7円	約10円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	約14円	約27円	約41円

料金の内訳(説明)

① 介護サービス費(30日計算)

サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	23,732円	26,191円	28,755円	31,213円	33,637円
2割負担	47,464円	52,381円	57,509円	62,426円	67,274円
3割負担	71,196円	78,572円	86,264円	93,639円	100,910円

記載金額には以下の加算が含まれています。

看護体制加算(Ⅰ)□/(Ⅱ)□・日常生活継続支援加算(Ⅰ)・個別機能訓練加算(Ⅰ)/(Ⅱ)・夜勤職員配置加算(Ⅰ)□・科学的介護推進加算(Ⅱ)・栄養ケアマネジメント強化加算・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

※利用者負担(①)が一定の上限額を超える場合は、超えた金額が高額介護サービス費として還付されます。

高額介護サービス費の所得区分と負担の月額上限

区分	負担の上限(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を非課税	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額合計が年間80万円以下の方	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

※対象者にはハガキにて通知されます。また初回のみ申請が必要です。

② 食費・居住費（利用者負担段階別）

多 床 室	利用者負担段階	食費		居住費		合計(30日)
		1日あたり	30日計算	1日あたり	30日計算	
	第1段階	300円	9,000円	0円	0円	9,000円
	第2段階	390円	11,700円	430円	12,900円	24,600円
	第3段階 ①	650円	19,500円	430円	12,900円	32,400円
	第3段階 ②	1,360円	40,800円	430円	12,900円	53,700円
	第4段階	1,445円	43,350円	915円	27,450円	70,800円

個 室	利用者負担段階	食費		居住費		合計(30日)
		1日あたり	30日計算	1日あたり	30日計算	
	第1段階	300円	9,000円	380円	11,400円	20,400円
	第2段階	390円	11,700円	480円	14,400円	26,100円
	第3段階 ①	650円	19,500円	880円	26,400円	45,900円
	第3段階 ②	1,360円	40,800円	880円	26,400円	67,200円
	第4段階	1,445円	43,350円	1,250円	37,500円	80,850円

特定入所者介護サービス費（下表）の支給申請をすることで負担限度額が適用されます。

特定入所者介護サービス費による利用者負担段階の区分及び対象者

	対象者	預貯金額（）内は配偶者がいる場合
第1段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給している方	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯の全員が市町村民税を課税され ていない方で合計所得金額と課 税年金収入額と非課税年金収入額 の合計が右の範囲に該当する方	80万円以下 650万円（1,650万円）以下
第3段階 ①		80万円超 550万円（1,550万円）以下
第3段階 ②		120万円以下 500万円（1,500万円）以下
第4段階	・上記以外の方	120万円超

※世帯の全員とは世帯を分離している配偶者も含まれます。

※申請方法等、詳細は各区介護保険課介護保険係にお問い合わせ下さい。

（参考）社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人（一部の市町村等を含む）が運営する施設等で提供する介護（予防）サービスを利用する場合、申請により、利用者負担額、食費、居住費（滞在費）または宿泊費が軽減される制度です。

当施設は、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度」の指定を受けています。減額対象確認証が交付されている場合は、その提示により軽減制度をうけることができます。

軽減の対象となる方	軽減割合
1. 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2分の1
2. 世帯全員が市町村民税非課税で、次の①～⑥の全てに該当する方 ① 介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階・第4段階のいずれかであること ② 世帯全員の年間（8月から翌年7月まで）収入見込額（農業・事業による収入がある場合は必要経費を除く）の合計が、1人世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ※生命保険の満期保険金、資産の売却金、その他配当金等、一時的な収入も含みます。 ③ 預貯金や有価証券等の額が1人世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ④ 市町村民税が課税されている方に扶養されていないこと ⑤ 本人及び世帯員が一定以上の資産を所有していないこと ※以下のような場合は軽減の対象となりません。 ・本人及び世帯員が、収入を得ていない土地や家屋を居住用以外の目的で所有している場合 ・収入を得るための土地や家屋を所有している場合であっても、その固定資産税評価額が、本人及び世帯員の合計で2千万円を超える場合（固定資産税評価額については、固定資産税納税通知書等を参照してください） ・本人及び世帯員がその他高額な資産を所有する場合 ⑥ 介護保険料を滞納していないこと	4分の1
3. 生活保護を受給されている方	居住費の全部

※申請方法等、詳細は各区介護保険課介護保険係にお問い合わせ下さい。

別表 1

※居住費及び食費の他に以下のサービスをご利用された場合、全額がご契約者の負担となります。

①複写物の交付	用紙代等	10円/枚
②日常生活上必要となる諸費用	<p>日常生活品や嗜好品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるもの</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費 診療費・調剤薬局代・インフルエンザ等予防接種代 等 ・食料品 菓子、栄養補助食品、飲み物類 等 ・売店での購入費用 ・理美容代 ・被服費 普段着、パジャマ、肌着 等 ・日常生活用品 ボックスティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉 等 ・その他 外出時の食事代・入場料・おこづかい 等 <p>各申請代行時における駐車料金。入院時における病状確認時等の駐車料金。</p>	実費
③入居者生活資金管理サービス	ご契約者の生活資金を管理し、その中から日常生活上必要となるもの(医療費、理美容代、生活用品、嗜好品等)の購入や支払いを代行します。	2,050円/月
④電気料金	<p>居室に持ち込む電化製品の電気使用料</p> <p>※常時コンセント使用が必要なもの。</p> <p>スマートフォンや電気シェーバーなどの充電器は除きます。</p>	1台550円/月
⑤施設によるジュース提供	<p>希望時にコップでジュースやコーヒーの提供が施設で行えます。</p> <p>※メニューには限りがございます</p>	50円/200ml
⑥通帳等管理サービス	身元保証人が不在等の理由により、預金通帳等の管理を行います。	1口座につき 1,000円/月